（前のページより続き）

〔官庁報告〕

官庁事項

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（内閣官房）　三七
武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（内閣）　二〇
人事院年次報告（業務状況報告）（同）　二一
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　二一
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　二二
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　二二
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　二三
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　二三
北海道開発局公示（北海道開発局）　二三

国家試験

二千二十五年度経験者採用試験（係長級（事務））公告（人事院）　二三
二千二十五年度総務省経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　二五
二千二十五年度外務省経験者採用試験（書記官級）公告（同）　二六
二千二十五年度国税庁経験者採用試験（国税調査官級）公告（同）　二七
二千二十五年度農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　二八
二千二十五年度国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　二九
二千二十五年度気象庁経験者採用試験（係長級（技術））公告（同）　三一
令和七年度土地家屋調査士試験に関する公告（法務省）　三三
令和七年度簡裁訴訟代理等能力認定考査に関する公告（同）　三三
通関士試験公告（財務省）　三四
医師国家試験の施行（厚生労働省）　三五
歯科医師国家試験の施行（同）　三六
令和七年海事代理士試験の施行（国土交通省）　三六

内閣官房令

○内閣官房令第七号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和七年七月一日　　内閣総理大臣　石破　茂

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を削る。

改正後	改正前
（表一の項関係）	（表一の項関係）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。	4　［同上］
［一～八　略］	［一～八　同上］
［号を削る。］	九‖　内閣官房副長官補の掌理する事務のうち、令和六年能登半島地震により被害を受けた地域の復旧及び復興の支援に関する施策の推進に係る企画及び立案並びに総合調整について、内閣官房副長官補を補佐するもの
［号を削る。］	十‖　内閣サイバーセキュリティセンター長の事務を代理するもの
［5～7　略］	［5～7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。